

聖隷クリストファー大学自己点検・評価に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、聖隷クリストファー大学学則第3条及び聖隷クリストファー大学大学院学則第2条の規定に基づき、聖隷クリストファー大学(以下、「本学」という。)が、教育研究活動の現状を把握しその充実と活性化を図るため実施する自己点検・評価の体制及び方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 前条の目的を達成するため、本学に次の委員会を置く。
- (1) 自己点検・評価運営委員会(以下、「運営委員会」という。)
 - (2) 自己点検・評価委員会

(自己点検・評価運営委員会)

- 第3条 運営委員会は、本学の自己点検・評価活動の推進・発展を図るため、次の事項を行う。
- (1) 自己点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関すること
 - (2) 自己点検・評価の結果のとりまとめに関すること
 - (3) 自己点検・評価結果の公表に関すること
 - (4) 自己点検・評価結果に基づく改善・改革の推進に関すること
 - (5) 自己点検・評価報告書のとりまとめに関すること
 - (6) アニュアルレポートのとりまとめに関すること
 - (7) 内部質保証システムの点検に関すること
 - (8) その他、運営委員会が必要と認めること
2. 構成員は学長、学部長、研究科長、教務部長、就職部長、学生部長、図書館長、地域連携推進センター長、総務部長、統括センター長、各学部の自己点検・評価委員長、その他学長が必要と認める教職員とする。
 3. 委員長は学長とし、副委員長は学部長とする。
 4. 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
 5. 運営委員会は、その過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
 6. 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(自己点検・評価の実施体制)

- 第4条 運営委員会の方針に基づき、自己点検・評価を実施するため、各学部に教授会附属自己点検・評価委員会を置き、学部長と連携・協力して進める。
2. 各研究科に関しては、研究科委員会をこれに充てる。
 3. 全学に関する事項は、各運営会議、各支援協議会ならびに事務部門をこれに充てる。

(報告書の作成・公表)

- 第5条 運営委員会は、自己点検・評価の結果を、原則として3～4年毎に報告書として取りまとめ、理事会に報告した後、広く学内外に公表する。

(自己点検・評価結果の活用)

- 第6条 各学部、各研究科、各運営会議、各支援協議会ならびに事務部門は、自己点検・

評価の結果を真摯に受け止め、教育研究活動等それぞれの活動の水準向上と活性化に努める。

2. 大学部長会は、自己点検・評価の結果を活用して、本学の単年度の事業計画及び中・長期事業計画を策定し、実現する。

(事務)

第7条 運営委員会に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学部長会が行う。

附則 この規程は、2002年7月9日から施行する。

附則 2007年6月12日一部改定(看護短期大学部廃止、委員)

附則 2008年6月10日一部改定(組織、運営委員会、実施委員会、自己点検・評価委員会、結果の活用)

附則 2009年4月1日一部改定(構成員)

附則 2011年4月1日一部改定(組織、自己点検・評価運営委員会、自己点検・評価の実施体制)

附則 2019年4月1日一部改定(自己点検・評価運営委員会)

附則 2023年4月1日一部改定(所掌事項)